長崎市人材確保支援費補助金

将来の長崎市を担う若年者の地元への就職・定住の促進を図るため、市内中小企業者等の人材確保を目的とした企業PR動画などの情報発信や、若者が魅力を感じる新しい働き方の推進(以下「新しい働き方の推進」という。)、採用コンサルティングの活用などに係る経費の一部を支援します。

補助対象者行っていること市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと	部を文援します。	
2 ながさき県内就職応援サイト「エヌナビ新卒」への企業情報の登録を行っていること 1 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと 2 国俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと		次の要件をすべて満たす中小企業者等 ^{※1}
補助対象者行っていること市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと	補助対象者	1 市内に本社又は事業所を有すること
(福助対象者) 3 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者で はないこと		2 ながさき県内就職応援サイト「 エヌナビ新卒」への企業情報の登録 を
3 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律 第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者で はないこと		行っていること
第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと		3 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
はないこと		4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律
		第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者で
		はないこと
※4の事業は募集を終了しました。		※4の事業は募集を終了しました。
1 PR動画等制作事業	補助対象事業	1 PR動画等制作事業
補助対象事業 2 就職イベント参加事業		2 就職イベント参加事業
3 新しい働き方の推進事業		3 新しい働き方の推進事業
4 採用コンサルティング事業		4 採用コンサルティング事業
※4の事業は募集を終了しました。	補助対象経費	※4の事業は募集を終了しました。
1 企業PR動画や採用パンフレット(電子版含む)の制作費		1 企業PR動画や採用パンフレット(電子版含む)の制作費
2 企業説明会等(オンライン形式含む)への出展費、参加費、交通費及び		2 企業説明会等(オンライン形式含む)への出展費、参加費、交通費及び
宿泊費		宿泊費
3 テレワーク・リモートワーク、勤務間インターバル、フレックスタイ		3 テレワーク・リモートワーク、勤務間インターバル、フレックスタイ
ム、週休3日制、副業、その他新しい働き方の制度構築に関する以下		ム、週休3日制、副業、その他新しい働き方の制度構築に関する以下
の費用		の費用
(1) コンサルティング費、就業規則又は労使協定の制定・改定、社内研		(1) コンサルティング費、就業規則又は労使協定の制定・改定、社内研
修における謝礼金、コンサルタント・講師への交通費及び宿泊費		修における謝礼金、コンサルタント・講師への交通費及び宿泊費
(2) ガイトブック(電子版含む)の制作費		(2)ガイトブック(電子版含む)の制作費
4 採用戦略(評価基準、採用ブランディングなど)、選考フロー(インタ		4 採用戦略(評価基準、採用ブランディングなど)、選考フロー(インタ
ーンシップ含む)、選考体制、内定者や入社後のフォローなどの構築に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		ーンシップ含む)、選考体制、内定者や入社後のフォローなどの構築に
関するコンサルティング費、コンサルタントへの交通費及び宿泊費		関するコンサルティング費、コンサルタントへの交通費及び宿泊費
- ※採用代行に係る費用は対象外		<u> ※採用代行に係る費用は対象外</u>
ただし、上記2~4に係る交通費は、公共交通機関の最も合理的な経路の		ただし、上記2~4に係る交通費は、公共交通機関の最も合理的な経路の
運賃とし、グリーン席及びビジネスクラス以上の料金又は当該料金に 相		運賃とし、グリーン席及びビジネスクラス以上の料金又は当該料金に相
当する額を除く。宿泊費は、1人1泊当たり10、900円を限度とす		当する額を除く。宿泊費は、1人1泊当たり10,900円を限度とす
る。(市職員の旅費を基準に設定)		る。(市職員の旅費を基準に設定)
補助対象経費の2分の1 (千円未満切捨て)		補助対象経費の2分の1(千円未満切捨て)
※補助回数の上限は設定しない。	補助率	
ただし、同一事業者に対する補助金額は、それぞれ以下のとおりとする。		ただし、同一事業者に対する補助金額は、それぞれ以下のとおりとする。
補助率 1会計年度につき、		1会計年度につき、
補助対象事業1~2:上限20万円		補助対象事業1~2:上限20万円
3~4:上限50万円		3~4:上限50万円
$ **1 \sim 2 $ 、 $3 \sim 4$ それぞれ申請可能です。		$%1 \sim 2$ 、3 ~ 4 それぞれ申請可能です。

申請期間	令和7年4月1日~ 令和8年2月28日まで
	※受付順で補助金の交付審査を行い、予算が無くなり次第、募集を終了します。※事業着手(正式発注や契約、参加申込)前に交付申請を行っていただく必要があります。※交付審査を行う必要があるため、遅くとも事業着手の2週間前には、ご申請いただきますようお願いいたします。
申請時提出書類	1 補助金交付申請書 2 補助事業概要書 3 登記事項証明書等の市内に事業所を有することを証する書類 4 見積書等の補助対象経費の内訳がわかる書類 5 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないことを証する書類 「市税・・・完納証明書(長崎市発行)・事業税・・・納税証明書(長崎県振興局発行)・消費税及び地方消費税・・・納税証明書(その3)(税務署発行) 6 前年度決算書 7 役員の氏名、フリガナ、生年月日が記された書類(任意様式)
様式入手先	長崎市ホームページ https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/4154.html
お問い合せ	長崎市経済産業部産業雇用政策課 雇用促進係 〒850-8685 長崎市魚の町4番1号14階 TEL 095-829-1313 FAX 095-829-1151

※1:中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び 同条第5項に規定する小規模企業者